

27 日 獣 発 第 201 号

平成 27 年 10 月 14 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会
会長 藏内 勇夫
(公印及び契印の押印は省略)

**牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき
管理者が行う届出等の適切な実施に関する協力依頼**

このことについて、平成 27 年 9 月 28 日付け 27 消安第 3539 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長から、別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、牛の管理者が牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき行った届出について、新たに熊本県の酪農家 2 戸及び佐賀県の酪農家 1 戸において同法第 8 条第 1 項の違反（事実と異なる出生日の届出）が判明したため催告を行ったが、再発防止のため、牛の管理者に対する指導等のより一層の強化と、本制度の周知徹底等を地方農政局消費・安全部長等あて通知したので、本会へも管理者等に対する制度の更なる周知徹底への協力が依頼されたものです。

つきましては、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 駒田

TEL 03-3475-1601

27消安第3539号
平成27年9月28日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき
管理者が行う届出等の適切な実施に関する協力依頼

平素より牛トレーサビリティ制度の推進に御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づき、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が義務付けられています。

しかしながら、昨年11月及び本年7月、熊本県において牛の管理者（酪農家）が事実と異なる出生日を届け出ていることが判明し、法第8条第1項に違反するとして、法第5条第1項に基づく催告を行いました。

さらに、今般、熊本県の酪農家2戸及び佐賀県の酪農家1戸において、同様の事案が判明したことから、9月25日にも催告を行いました。

このような事案は、牛トレーサビリティ制度に対する流通業者や家畜市場関係者、さらには消費者の信頼までも失いかねないものです。

再発の防止のため、酪農家を始めとする牛の管理者に対する指導等のより一層の強化と、本制度の周知徹底のため、関係団体等への説明会を開催し、改めて制度周知に関する協力を依頼するとともに、別添のとおり、地方農政局消費・安全部長等宛に再依頼したところです。

つきましては、貴職におかれましても、管理者等に対する制度の更なる周知徹底を図っていただくよう、御協力の程よろしくお願いいたします。





27消安第3539号
平成27年9月28日

北海道農政事務所消費・安全部長 殿

消費・安全局畜水産安全管理課長

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づき
管理者が行う届出等の適切な実施に関する更なる指導の徹底

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「法」という。）に基づき、牛の管理者には耳標の装着及び適正な届出が義務付けられている。

しかしながら、昨年11月及び本年7月、熊本県において牛の管理者（酪農家）が事実と異なる誕生日を届け出ていることが判明し、法第8条第1項に違反するとして、法第5条第1項に基づく催告を行った。

さらに、今般、熊本県の酪農家2戸及び佐賀県の酪農家1戸において、同様の事案が判明したことから、9月25日にも催告を行った。

このような事案は、牛トレーサビリティ制度に対する流通業者や家畜市場関係者、さらには消費者の信頼までも失いかねないものである。

については、下記の事項に留意の上、酪農家を始めとする牛の管理者に対する指導等をより一層強化するとともに、本制度につき改めて周知徹底が確実に図られるよう、重ねてお願いする。

また、法第19条に基づき、牛の管理者（酪農家）に対する重点的な立入検査を行うこととしており、実施に当たっては特段の配慮をお願いする。

なお、貴管内牛トレーサビリティ担当者に対しては、貴局から周知徹底するようお願いする。また、都道府県農林水産部長及び関係団体に対し、別添のとおり通知したことを申し添える。

記

- 1 管理者に対する立入検査等の際には、事前に個体識別台帳により出生、異動等の届出状況等を確認するとともに、農場においては、今回の事案に鑑み、出生年月日等を管理者が保有する関係書類等により確認すること。また、届出の状況を確認し、必要に応じ、正確な届出が行われるよう指導すること。なお、確認作業に当たっては、効率的な実施に留意すること。
- 2 届出が遅れている管理者に対し、届出が迅速に行われるよう引き続き指導するとともに、必要に応じ、修正するよう指導すること。また、管理者に届出が正確に行われているか自己点検するよう促すこと。
- 3 管理者には、法に基づき、届出、耳標の装着等の義務が課せられていること、虚偽の届出をした場合には、各種補助事業の対象から除外されることがあることなど、添付のリーフレットやポスターを活用し、牛トレーサビリティ制度の更なる周知徹底を図ること。

牛トレーサビリティ法の届出義務違反に対する措置について

熊本県内の牛の管理者 2 名及び佐賀県内の牛の管理者 1 名に対して牛トレーサビリティ法に基づく立入検査を実施した結果、同法に基づく出生の届出義務に違反していることを確認しました。

このため、本日、当該管理者に対して、牛トレーサビリティ法に基づく催告を行いました。

経過

1. 農林水産省九州農政局は、平成 27 年 1 月から平成 27 年 9 月まで、牛の管理者である農事組合法人高塚酪農組合（以下、「高塚牧場」という。）、樋口正光氏（以下、「樋口氏」という。）及び古山茂氏（以下、「古山氏」という。）に対し、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（以下、「牛トレーサビリティ法」という。）第 19 条第 1 項（別紙 1 参照）に基づく立入検査を実施し、関連データを精査しました。
2. その結果、高塚牧場、樋口氏及び古山氏が、以下の行為を行っていたことを確認しました。

(1) 高塚牧場

平成 15 年 12 月 1 日（牛トレーサビリティ法施行日）から平成 27 年 2 月 4 日までの間に出生した牛 884 頭のうち、5 頭（平成 21 年 9 月 4 日から平成 26 年 11 月 14 日までの間に出生）について、実際の出生日から、3 日から最大 23 日まで遅らせた日を出生日として届け出たこと。

(2) 樋口氏

平成 15 年 12 月 1 日（牛トレーサビリティ法施行日）から平成 27 年 8 月 7 日までの間に出生した牛 996 頭のうち、118 頭（平成 17 年 2 月 8 日から平成 27 年 3 月 22 日までの間に出生）について、実際の出生日から、1 日から最大 66 日まで遅らせた日を出生日として届け出たこと。

(3) 古山氏

平成 15 年 12 月 1 日（牛トレーサビリティ法施行日）から平成 27 年 3 月 10 日までの間に出生した牛 778 頭のうち、446 頭（平成 15 年 12 月 31 日から平成 27 年 3 月 3 日までの間に出生）について、実際の出生日から、1 日から最大 79 日まで遅らせた日を出生日として届け出たこと。

措置

高塚牧場、樋口氏及び古山氏が行った上記2の行為は、牛トレーサビリティ法第8条第1項に違反することから、九州農政局は、それぞれの管理者に対し同法第5条第1項の規定に基づく催告を行いました。(別紙2参照)

<添付資料>

- ・ 別紙1 (牛トレーサビリティ法参照条文)
- ・ 別紙2 (催告の内容)
- ・ 参考 (農事組合法人高塚酪農組合、樋口正光氏及び古山茂氏について)

お問い合わせ先

消費・安全部安全管理課

担当者：植田、松ヶ野

代表：096-211-9111 (内線 4252)

ダイヤルイン：096-211-9137

FAX：096-211-9700

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/kyusyu/press/>

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
(平成15年法律第72号)(抜粋)

(牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置)

第五条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知ったときは、第八条及び第十一条から第十三条までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。

2 (略)

(出生及び輸入の届出)

第八条 牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(報告及び検査)

第十九条

農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (略)

農事組合法人高塚酪農組合、樋口正光氏及び古山茂氏に対する催告の内容

- 1 貴農場の牛に係る届出内容を直ちに確認し、適正な届出がなされていない牛については、適正な届出内容となるよう速やかに修正の届出を行うこと。
- 2 法に基づく届出を正確かつ確実に行うために必要な書類等を速やかに整備し、管理できる体制を構築すること。
- 3 出生、死亡、譲受け、譲渡し等をしたときは、適正な届出を遅滞なく行うこと。
- 4 貴農場において、牛トレーサビリティ制度について認識を深め、その遵守を徹底すること。

(参考)

農事組合法人高塚酪農組合について

所在地	熊本県人吉市木地屋町2562番地209
理事	中村隆司
設立	昭和48年11月1日
資本金	金 20万円
事業内容	酪農経営

樋口正光氏について

所在地	佐賀県鹿島市大字音成甲2044番地
氏名	樋口正光
事業内容	酪農経営

古山茂氏について

所在地	熊本県球磨郡相良村川辺185番地10
氏名	古山茂
事業内容	酪農経営

牛トレサ法違反に関する報道 (9月26日付け新聞記事)

日本農業新聞 (熊本、佐賀)

牛トレサ違反 3人に催告

九州農政局は26日、牛トレサビリティ法の届け出義務を違反したとして、熊本、佐賀両県の酪農経営者3人に対し、修正の届け出る制度の順守などを求める農相の催告を出したと発表した。

違反したのは、熊本県人吉市と相良村、佐賀県鹿島市の酪農経営者。農政局が10月に行った立ち入り検査で、各農場が複数の牛の出生日を実際よりも遅く届け出ていることが確認された。農政局は10月16日までに出生日を訂正するよう催告した。

熊本日日新聞

県内の酪農家ら牛の出生日偽装九州農政局が催告九州農政局は26日、牛トレサビリティ法が定める正確な牛の出生日の届出義務を違反したとして、県内の酪農家を含む3者に修正や再発防止を求める催告を出した。

催告を受けたのは相良村と佐賀県の酪農家と、人吉市の酪農組合。農相の催告に事案が異なる出生日を届出させていた。相良村の酪農家は2

008年12月、15年3月に生まれた446頭の出生日を最大79日遅らせて届け出。人吉市の酪農組合は09年9月、14年11月に生まれた5頭で最大23日、佐賀県の酪農家は05年2月、15年8月に生まれた118頭で最大66日遅らせていた。

同局によると、母牛が食肉処理された後の日付で子牛の出生届が提出されていたため、酪農家は「家畜より短期間で成長したおかげで見せかけ、不当に利益を増やそうとしていた」と指摘している。(熊本日日新聞)

佐賀新聞

鹿島の酪農家ら 子牛出生届不正

九州農政局が催告九州農政局は26日、牛トレサビリティ法の出生届出義務を違反したとして、鹿島市や熊本県の酪農家ら3人に催告した。子牛の出生日を不正に遅らせていた。遅やかな届出修正や管理体制の構築、法順守を指導した。

催告は2008年の同法施行以来、九州農政局管内で10年となり、県内では初めて

鹿島市の酪農家は05年2月から15年3月までに出生した子牛998頭のうち、118頭の出生日を最大66日遅らせて届け出た。

九州農政局佐賀地域センターが今年3月、農場に通常の立ち入り検査をした際、母牛が死んだ日の後に牛が生まれた届になっていたことから発覚した。農場に保管されていた台帳や、国が管理する個体識別台帳を照合した結果、118頭を不正と判断した。平均7日遅延されていた。

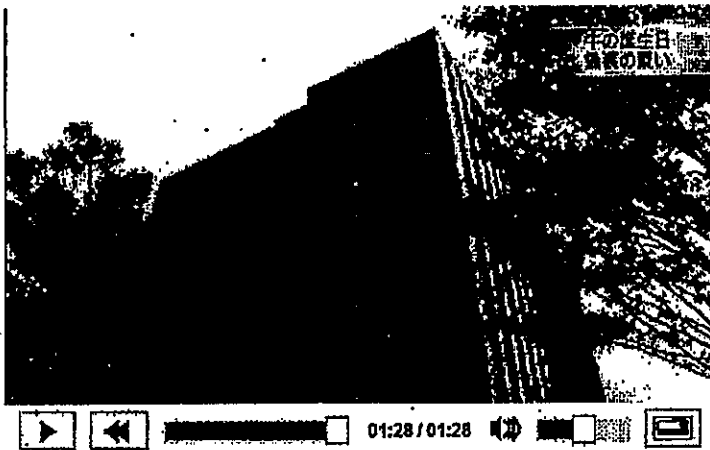
農政局によると、出生届を遅くする一方で、早産などによって産まれた子牛を家畜から大抵は見せかけ、購入販売する目的だったとみられる。(佐賀新聞)

催告は、届出の遅やかな修正も適正な届出の徹底を指導する。従わない場合は50万円以下の罰金など罰則がある。(熊本日日新聞)

牛トレサ法違反に関する報道 (NHK)

NHK熊本県のニュース 熊本放送局

農協など牛の誕生日偽装の疑い



相良村と人吉市にある2つの酪農業者が、それぞれ、牛が生まれた日を実際よりも遅く届けて成育を良く見せようとしたとして、九州農政局は2つの業者に対し、正しい届け出などを求める催告を行いました。

催告を受けたのは、▼相良村にある個人の酪農業者と、▼人吉市にある「高塚酪農組合」です。

九州農政局によりますと、相良村

の酪農業者は、平成15年12月からことし3月までに生まれた446頭の牛について、実際に生まれた日よりも最大で79日遅く生まれたように届け出ていたということです。

一方、高塚酪農組合は平成21年9月から去年11月までに生まれた5頭の牛について、実際に生まれた日よりも最大で23日遅く生まれたように届け出ていたということです。

牛は国内でのBSEの発生を受けて制定された「牛トレーサビリティ法」で生年月日や飼育場所の履歴などの登録することが生産者に義務づけられています。

九州農政局は、調査の結果それぞれの違反の事実が確認できたとして、25日、2つの業者に対して正しい届け出や、必要な書類の管理などを求める催告を行いました。

それぞれの酪農業者は九州農政局に対して「月齢のわりに牛の成育がよいように見せかけて、取り引きを有利にしたかった」などと話しているということです。

09月26日 13時08分